平成２７年（フ）第３４７号
福岡市城南区樋井川３丁目43番28号
債務者　吉川　正人
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８号
長崎県対馬市厳原町東里４番地　桟原団地15棟401号、前住所長崎県対馬市豊玉町横浦280番地７
債務者　齊藤　秀樹
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２７年（フ）第５８号
沖縄県那覇市首里山川町１丁目135番地６古濱ビル303
債務者　高木　幸利
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第８号
仙台市若林区中倉１丁目18番６号
債務者　小関　明子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１５号
宮城県黒川郡富谷町鷹乃杜３丁目17番８号
債務者　遠藤　勝久
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８５号
仙台市太白区柳生２丁目８番地の１　トゥインクルＳＴ館501
債務者　佐藤　宣泳
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１０７号
宮城県多賀城市下馬３丁目17番７号　ゲヴァントハウス202号
債務者　佐々木優子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５号
仙台市青葉区国見３丁目２番12―310号
債務者　森山　優子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１２４号
仙台市泉区泉中央１丁目35番地の３　ネオハイツ泉中央207
債務者　大友　正一
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１６４号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目16番地　市営住宅５Ａ25棟29号
債務者　桑田　　充
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１８１号
仙台市宮城野区原町２丁目７番１番　フレンズ２―102
債務者　橋浦　憲一
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２５号
茨城県桜川市西小塙385番地４
債務者　大塚喜代子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３８号
新潟市東区東中野山７丁目26番14号
債務者　阿部　力也
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１号
長野県上田市蒼久保1049番地21　ロイヤルハイツ蒼久保Ｃ―201号
債務者　柳澤　　忍
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第３１号
島根県安来市広瀬町町帳350番地１、前住所島根県安来市切川町1168番地28
債務者　村松　照子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２号
島根県安来市広瀬町町帳350番地１、前住所島根県安来市切川町1168番地28
債務者　村松　克己
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９号
広島県安芸郡府中町山田２丁目11番10―106号
債務者　新山　修司
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
広島地方裁判所民事第４部